

平成二十年三月二十五日条例第三号

教育振興審議会条例

(設置)

第一条 教育委員会又は知事の諮問に応じ、教育の振興のための施策に関する基本的な計画の策定及び当該計画に関する重要事項を調査審議するため、宮城県教育振興審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織等)

第二条 審議会は、委員二十人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者、県の職員その他教育委員会が適当と認める者のうちから、教育委員会が知事の意見を聴いて任命する。

3 委員の任期は、二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第三条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第四条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第五条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、十人以内とし、会長が指名する。

3 前二条の規定は、部会について準用する。

(委任)

第六条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

(附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和二十八年宮城県条例第六十九号)の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

| | | |
|---------------|-----------------|----|
| 宮城県教育振興審議会の委員 | 出席一回につき 11,600円 | 6級 |
|---------------|-----------------|----|